



発行/  
大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号  
TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121  
E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫 毎月10日発行 個人会員 月250円

ひめひおうぎせいせん  
画・加納忠

## 世界の気候変動訴訟の動きと、神戸の石炭火力訴訟について

気候ネットワーク主任研究員 山本 元

深刻化する気候変動の下で、企業や政府に地球温暖化対策を求める「気候変動訴訟」が世界各地で起こっています。世界の概況と神戸訴訟について報告します。

### 世界各地で起こっている気候変動訴訟

2019年7月時点で、世界各地での気候変動訴訟は29カ国以上、合計1,328件が確認されています。1990年以降、アメリカで多く提起されましたが、最近ではインドネシア、パキスタンなどでも起こされ、原告は、市民、NGO、企業、地方政府等です。現在、日本では、仙台(1件)、神戸(2件)、横須賀(1件)で石炭火力発電所の建設・稼働を問う4つの裁判が進んでいます。

### 神戸の石炭火力を問う2つの訴訟

2014年に(株)神戸製鋼所は、現在、稼働中の140万kW(1-2号機、70万kW×2基)に加え、130万kW(3-4号機、65万kW×2基)の石炭火力発電所の建設を発表しました。2021年、2022年の稼働をめざし建設が進められています。これに対し大阪/神戸の公害患者会、地元市民団体が温室効果ガスが大量に排出されることと、大気環境悪化を懸念し、計画発表時から建設計画中止を求めてきました。2017年夏には「神戸の石炭火力発電を考える会」が発足、石炭火力発電の問題点を明らかにし、追求してきました。また、公害調停を兵庫県に要請し、神戸製鋼・関電らと協議してきました。しかし、神戸製鋼が発電所建設工事の開始手続きを始めたこと



から、原告40名が立ち上がり、同年9月に建設・稼働差し止めの民事訴訟を提起し、別途同年11月に建設を認めた国に対する行政訴訟も提起されました。大都市部近くでの大気汚染物質が長期・継続的に排出され、健康で平穏に暮らす権利(健康平穏生活権)、および気候変動のリスクを最小化し、安定した気候を享受する権利(安定気候享受権)が侵害されると訴えています。

### 神戸・大阪地裁の法廷を毎回傍聴席一杯に

パリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃または1.5℃に抑制するための温室効果ガス削減目標を掲げています。しかし、今の削減目標だけでは不十分なことが科学的に明らかになっています。さらに、対策するために残された時間は、多くはありません。次世代に安定した気候と良好な大気環境を引き継ぐための一つの行動としての気候変動訴訟です。企業利益追求だけの石炭火力発電所建設は許されません。日本における3地域4つの気候変動訴訟を通じて、持続可能な社会の実現にむけた市民の新たな闘いが始まりました。関西での神戸地裁、大阪地裁における訴訟の裁判で毎回の法廷の傍聴席を満杯にするように、ぜひともご支援をお願いします。参考) 神戸石炭訴訟 <https://kobeclimatecase.jp/>

## 第24回 環境学校

テーマ 「必ずくる震災で、日本を大阪を終わらせないために」

講師 福和伸夫氏 (名古屋大学減災連携研究センター教授・センター長)

日時 8月24日(土) 13:30~16:30

会場 大阪市鶴見区民センター(200人)

資料代 800円(学生無料)